【資料第3号】

文京区長及び副区長給与条例

昭和二十二年六月二十九日

条例第七号

第一条　区長及び副区長の給料その他の給与及び旅費の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第二条　区長及び副区長の給料額は、別表第一のとおりとする。

第三条　区長及び副区長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

２　旅費の算定方法は、この条例に定めるものを除き、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号。以下「旅費条例」という。）の例による。

３　旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の八種とし、その額のうち旅費条例により難いものについては、別表第二に定めるところによる。

第四条　区長及び副区長に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。

第五条　給料の支給方法及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

２　期末手当の額は、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の百八十二・五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

３　旅費の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

付　則

１　この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十二年五月三日以後の給与につき、これを適用する。

２　第二条及び第五条の規定については、昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年三月文京区条例第一号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）による額を適用する。

（略）

付　則（令和七年一二月一日条例第四一号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（第五条第二項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の文京区長及び副区長給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与等の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の文京区長及び副区長給与条例の規定に基づいて支給された給与及び旅費は、改正後の条例の規定による給与及び旅費の内払とみなす。

付　則（令和八年三月四日条例第八号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

職名	給料月額
区長	百三十一万八千五百円
副区長	百六万七千百円

別表第二（第三条関係）

一　鉄道賃、船賃及び航空費

区分		旅費の額
鉄道賃		旅費条例第九条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。
船賃	内国旅行	旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を上限とする。 （１）　運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき　中級の運賃の額（中級を更に二以上に区分する場合は、中級のうちの最上級の運賃の額） （２）　運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき　上級の運賃の額（上級を更に二以上に区分する場合は、上級のうちの最上級の直近下位の級の運賃の額）

	外国旅行	区長	旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃（最上級を更に二以上に区分する場合は、最上級のうちの最上級の運賃）の額を上限とする。
		副区長	旅費条例第十条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃（最上級を更に二以上に区分する場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる運賃）の額を上限とする。 （１）　最上級を更に四以上に区分するとき　最上級の直近下位の級の運賃 （２）　最上級を更に三に区分するとき　最上級のうちの中級の運賃 （３）　最上級を更に二に区分するとき　最上級のうちの下級の運賃
航空賃	区長		旅費条例第十一条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。
	副区長		旅費条例第十一条第一項各号に掲げる各費用の額の合計額。この場合において、同項第一号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃（外国旅行の場合にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる運賃）の額を上限とする。 （１）　運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するとき　最上級の直近下位の級の運賃 （２）　運賃の等級が二に区分された航空機により移動するとき　最上級の運賃

二　宿泊費

区分	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）

	別表第二に定める宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等の欄に掲げる額
副区長	国家公務員等の旅費支給規程別表第二に定める宿泊費基準額のうち、指定職職員等の欄に掲げる額